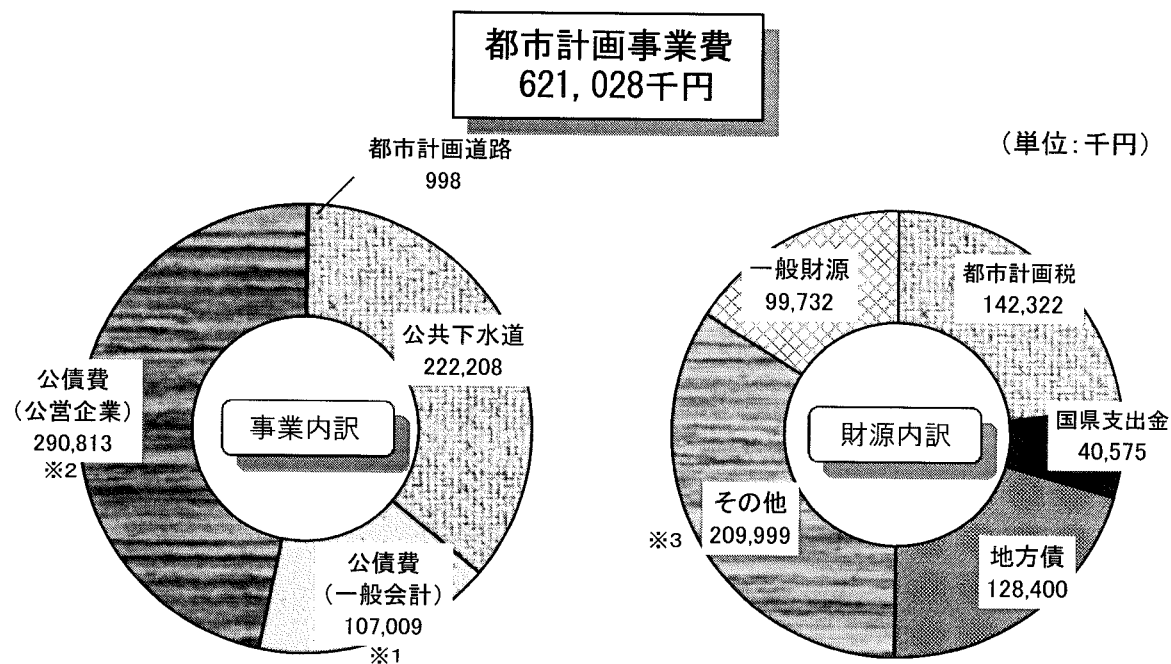


4 都市計画事業の内訳

平成21年度から導入している都市計画税は、都市計画事業に要する経費に使う目的税です。
 都市計画事業とは、県知事の認可を受けて行う「都市計画施設」の整備に関する事業及び「市街地再開発事業」をいいます。大竹市では、これまで主に都市計画道路事業、公共下水道事業、公園事業を、県知事の認可を受けて実施しています。
 平成30年度に実施した都市計画事業の事業内訳と財源内訳は、以下の通りです。



- ※1 公債費 (一般会計) とは、過去に一般会計において実施してきた都市計画事業 (都市計画道路事業) のために発行した地方債の元利償還金です。
- ※2 公債費 (公営企業) とは、過去に公営事業会計において実施してきた都市計画事業 (公共下水道事業) のために発行した地方債 (企業債) の元利償還金です。
- ※3 その他には、下水道使用料等が含まれます。